

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.1
【根拠条文】	法第27条の26第2項第1号
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 石塚 洋之
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー
【報告義務発生日】	令和3年4月30日
【提出日】	令和3年5月7日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が1%以上減少したこと

第１【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社チームスピリット
証券コード	4397
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

（１）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	アーチザン・インベストメンツ・ジーピー・エルエルシー （Artisan Investments GP LLC）
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国53202ウィスコンシン州ミルウォーキー、スウィート800、 ウィスコンシン・アヴェニュー875E
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成21年3月26日
代表者氏名	グレゴリー・ケー・ラミレス
代表者役職	ヴァイス・プレジデント兼アシスタント・トレジャラー
事業内容	投資運用業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	弁護士 松尾 直哉 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー 長島・大野・常松法律事務所
電話番号	03-6889-7000

（２）【保有目的】

純投資等

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			525,300
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 525,300
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		525,300
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和3年4月30日現在）	V	16,227,600
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		3.24
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		5.11

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

アーチザン・インベストメンツ・ジーピー・エルエルシー（Artisan Investments GP LLC）は、アーチザン・パートナーズ・リミテッド・パートナーシップ（Artisan Partners Limited Partnership）のためにかつ業務執行組合員（general partner）として当該株券を保有。